



大刀洗町監査委員 告示第 1 号

大刀洗町職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、令和 8 年 8 月 7 日付けで提出された大刀洗町職員措置請求に係る監査結果を、別紙のとおり公表します。

令和 8 年 10 月 2 日

大刀洗町監査委員 渡邊 康弘

大刀洗町監査委員 平田 康雄



大刀洗町職員措置請求に係る監査結果  
(住民監査請求に係る監査の結果)

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人

住所 (略)

氏名 白石 恵 ほか5名(氏名略)

請求人ら代理人

住所 (略)

氏名 弁護士 稲村 晴夫

弁護士 稲村 蓉子

(2) 提出年月日

令和8年8月7日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

本件請求は、次の2点について必要な措置を求めるものである。

① 宿泊費に関する請求の要旨

宿泊費の不正受給により懲戒処分を受けた職員(以下「当該職員」という。)が、平成29年度から令和6年度までの出張において、不正な手続により宿泊費9泊分を受給していたことが判明したにもか

かわらず、町がそのうち 2 泊分のみを返還させ、残る 7 泊分について返還を求めなかったことは、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたり、これにより町に 7 万 6,300 円の損害が生じているとして、その損害を填補するために必要な措置を講ずることを求める。

## ② 第三者調査委員会に関する請求の要旨

大刀洗マルシェかてての財務状況等について、大刀洗町議会の地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会が調査を行っている中で、町長が令和 7 年 9 月 8 日、法令上の根拠なく要綱により第三者調査委員会を設置し、同調査特別委員会の調査内容と重複する調査に加え、同調査特別委員会の調査活動そのものについても調査を行わせ、その委員 4 名に対し、令和 7 年 10 月 9 日から令和 8 年 3 月 27 日までの間に調査委託料合計 647 万 916 円を支出したことは、違法又は不当な財務会計上の行為にあたり、これにより町に同額の損害が生じているとして、その損害を填補するために必要な措置を講ずることを求める。

## (2) 違法又は不当とする事実及びその理由

### ① 宿泊費に関する請求について（当該職員が不正に受給した宿泊費について、町がその全額の返還を求めなかった点）

令和 8 年 1 月 6 日、町長が、当該職員に対して、当該職員が平成 29 年度から令和 6 年度にかけて不正に受給した出張宿泊費 9 泊分のうち 2 泊分しか返還させず、他の 7 泊分の宿泊費の返還を求めることをしなかった。

平成 29 年ころより町では出張に伴う宿泊費の請求に際して宿泊証明書を求める運用をしていた。町は令和 4 年 5 月には総務課・会計課名で文書「出張旅費計算等に係る留意点」を発出し、パック商品を除き、職員が宿泊費の支給を請求する場合には職員に対して宿泊証明書の添付を求めている。

したがって、宿泊証明書を偽造し、あるいは宿泊証明書を添付せずに行った宿泊費請求は明らかに上記運用手続に違反した行為であり、本来であれば宿泊費の支給は認められないものであった。

当該職員は町に宿泊費を請求するにあたり、5 泊分については宿泊証明書を偽造し、4 泊分については宿泊証明書を添付しておらず、宿泊費を受給できる要件を満たしていなかった。

従って、町は当該職員が上記の不正な宿泊費請求によって受給した宿泊費 9 泊分は全額町に返還させるべきであった。ところが町はそのうち 2 泊分だけ返還させ、残り 7 泊分については返還を求めている。町が 7 泊分について当該職員に返還を求めない合理的理由は全く存在しない。

町が 2 泊分しか当該職員に返還させず、ほか 7 泊分の返還を求めることをしなかった行為は財務会計上の行為を怠るものであって違法・不当なものである。

1 泊あたりの宿泊費支給額は 1 万 900 円であることから、当該職員に返還をさせていない 7 泊分の 7 万 6,300 円が町の損害であると認められる。

### ② 第三者調査委員会に関する請求について（第三者調査委員会の設置及び調査委託料の支出について）

町長は、要綱に基づき令和 7 年 9 月 8 日に第三者調査委員会を設置した。

同委員会は、町長の委嘱事項について調査を行い、委員会にて事実認定や評価等について合議し、その調査結果を報告書にまとめ、報告に関する記者会見を行った。この委員会の設置目的、調査事項、委員会開催方法等からすれば、同委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び同第 202 条の 3 第 1 項

に定める「執行機関の附属機関」にあたる。

同法は、執行機関の附属機関は法律又は条例の定めによってのみ設置されると規定しており、町長が要綱によって第三者調査委員会を設置したことは地方自治法に違反するものである。

従って、違法な手続によって設置された第三者調査委員会の委員に対して、町が町の会計から調査委託料を支出する行為は、違法な財務会計上の行為にあたると言うべきである。

なお、第三者調査委員会が附属機関に該当するか否かについて、第三者調査委員会自身はこれを否定する見解をとっている。

確かに、附属機関該当性に関する最高裁判例は出ていない。しかし、多くの裁判例が地方自治法第138条の4第3項及び同第202条の3第1項の文言に依拠して、附属機関を「執行機関の行う行政の執行のため、又は行政執行に伴い、必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関」と定義したうえ、「調停、審査、審議又は調査等」の文言について広く解釈を行い、附属機関該当性を認めている。このような裁判例に従えば、本件第三者調査委員会は、執行機関の行う行政の執行のために必要な審議又は調査を行うことを目的として設置されたものであるから、附属機関に該当することは明らかである。

「逐条地方自治法」においても、地方自治法第138条の4第3項は、普通地方公共団体が任意に附属機関を設けることを認めるとともに、その場合には必ず条例によらなければならないことを定めるものであり、附属機関は普通地方公共団体の行政組織の一環をなすものであるから、任意に設置しようとするときには、すべて条例で定めなければならないとされている。

本件第三者調査委員会は、附属機関該当性を限定して解釈する裁判例もあるとして名古屋地方裁判所令和5年3月27日判決を引用しているが、同判決は控訴審で覆されており、名古屋高等裁判所令和5年12月20日判決では、地方自治法の文言に依拠して附属機関該当性が認められている。

また、仮に名古屋地方裁判所令和5年3月27日判決の判断基準をもとに本件を検討したとしても、本件第三者調査委員会は附属機関に該当する。

同判決は、附属機関該当性を判断するにあたっては、当該機関が担当する職務内容が地方公共団体の意思決定における情報収集の一環と位置付けられるものか、これを超えて地方公共団体の意思決定過程に公式に組み込まれたものか、また、当該機関が構成員の意見やその単なる集積にとどまらない機関としての意見を表明するかという観点から判断するのが相当であるとしている。

これを本件に当てはめると、本件第三者調査委員会は、かてての経理事務、宿泊証明書偽造による処分事案、百条委員会の調査権行使と調査対象者への人権侵害の有無について調査しており、その調査結果は町民に公表され、将来の大刀洗町行政において活用されることが当然に予定されていたと認められ、地方公共団体の意思決定過程に公式に組み込まれていたといえる。

また、第三者調査委員会は、調査委員4名から委員長を選任したうえで合議を行い、委員の意見をまとめ、第三者調査委員会として調査報告書を作成・公表している。

以上から、名古屋地方裁判所令和5年3月27日判決の示す判断基準をもとに検討しても、本件第三者調査委員会は附属機関に該当すると言うべきである。

第三者調査委員会は、附属機関に該当しない理由として、同委員会が臨時的・一時的な第三者調査委員会であり、恒常的な活動を行う機関ではないこと、個別の委員からの意見聴取や情報収集、特定の課題に関する提言を行うものであり、その報告書は構成員の意見の集積にとどまり、「機関としての意思」を表明するものではないこと、委員会設置要綱には町長が委員会の報告書を尊重する旨の規定が置かれておらず、報告書も町長の意思決定過程に公式に組み込まれたものではないことを挙げている。

しかし、臨時的・一時的であるか否かは、多くの裁判例において附属機関該当性判断の考慮要素とはなっておらず、本件第三者調査委員会独自の見解である。調査事項の内容によって委員会の活動期間に差が生じることは当然であり、活動期間が短期間であるからといって「臨時的・一時的」とはいえない。

また、本件第三者調査委員会は、委員長を定めたうえで合議により委員会を開催し、委員会として報告書を取りまとめて公表しているものであるから、「機関としての意思」を表明していることは明らかである。

さらに、要綱に町長が報告書を尊重する旨の規定がないとしても、かてての経理事務、宿泊証明書偽造による処分事案、百条委員会の調査権行使と人権侵害の有無に関する調査結果については、町の行政において活用することが方針としてあったことは当然である。それら調査事項について、経理事務や処分、調査権行使等が妥当と結論付けられようとも、問題ありと結論付けられようとも、いずれにせよ町における行政上の意思決定の中で考慮されるからである。

逆に、そうでなければ、わざわざ多額の費用をかけてまで弁護士・公認会計士に調査させ、報告書を作成させ、公表した意味がない。現に本件においては、第三者調査委員会の報告は、その後の町の行政について大いに活用され、多くの改革が実施されている。第三者調査報告書が尊重されないもの、すなわち無益なものであることを前提に作成されているのだとすれば、それこそ公金の無駄遣いである。

よって、第三者調査委員会が附属機関にあたらないとする第三者調査委員会の見解はいずれも理由がないと言うべきである。

以上のとおり、本件第三者調査委員会は附属機関に該当し、町が要綱で同委員会を設置したことは地方自治法に反するものである。

さらに、本件では、第三者調査委員会の設置にあたって、町長に地方自治法違反についての故意ないし過失が認められる。

本件第三者調査委員会は令和7年9月8日に設置されたものであるところ、その調査内容のうち「かてて」の経理事務の適法性や宿泊費不正請求の事案については、既に議会において百条委員会が設置され、令和6年12月から調査が行われていたのであるから、これと重複して、外部者からなる第三者調査委員会を多額の費用をかけてまで設置する必要があったとは認められない。

町と町長は、百条委員会の調査に協力すればよかつただけのことである。

また、町は、第三者調査委員会の設置理由の一つとして、百条委員会の調査権の乱用等により関係職員が精神的に疲弊し、健康を損ねるなど通常業務に支障を生じさせていたことを挙げているが、町長は百条委員会に対して、その調査手法に対する抗議若しくは要請などの申入れをしたことは全くない。

町長が真に百条委員会の調査活動に問題があり、職員らに被害が生じていると認識していたならば、百条委員会に対して是正を求める申入れをすればよかつたのである。しかし、百条委員会の9か月間にわたる調査活動中に、町長から百条委員会に対してそのような申入れや要請は1回もなされていない。

町長は令和7年8月5日に百条委員会から参考人又は証人としての招致を受けているところ、その後の町及び町長に対する追及をかわし、百条委員会の活動に制約・牽制をかける私的な目的で第三者調査委員会を設置したものと言わざるを得ない。

また、第三者調査委員会の報告書によると、町長は私的な機関として第三者調査委員会を設置した理由として、「百条委員会の唐突な設置経過やこれまでの調査・審議過程からみて附属機関の設置に議会の協力を得られるとは考えにくいこと」を挙げている。

これによれば、町長は条例によっては第三者調査委員会の設置ができないことを認識したうえで、あ

えて議会の議決が不要な要綱によって第三者調査委員会を設置したことが認められ、地方自治法における附属機関に関する定めと議会を無視した行為であると言うべきである。

よって、町長には第三者調査委員会の設置について地方自治法違反の故意、少なくとも過失が認められ、第三者調査委員会の設置は違法なものであり、また、同委員会の各委員に対する調査委託料の支払いも違法であると言うべきである。

町は、調査委託料として第三者調査委員会の各委員に令和 7 年 10 月 9 日から令和 8 年 3 月 27 日にかけて合計 6,470,916 円を支払っており、これが町の損害である。

### (3) 求める措置

#### ① 宿泊費に関する請求

大刀洗町は、町長が行った当該職員に対する違法又は不当な宿泊費返還処分により町が被った 76,300 円の損害を填補するため、町長に対し、同額の損害賠償請求を行うこと。

#### ② 第三者調査委員会に関する請求

大刀洗町は、町長が行った第三者調査委員会の違法な設置及び同委員会への調査委託料の支出により町が被った 6,470,916 円の損害を填補するため、町長に対し、同額の損害賠償請求を行うこと。

### (4) 事実証明書等

- ア 「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会」の事実関係等調査に関する第三者調査委員会「調査報告書（公表版）」（令和 8 年 2 月 20 日）（甲第 1 号証）
- イ 大刀洗町ホームページ「職員の処分について（令和 7 年度）」（甲第 2 号証）
- ウ 大刀洗町議会「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会 調査報告書」（令和 8 年 3 月 26 日）（甲第 3 号証）
- エ 大刀洗町ニュースリリース「第三者調査委員会による記者会見を開催」（令和 8 年 2 月 17 日）（甲第 4 号証）
- オ 大刀洗町ホームページ「『公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会』の事実関係等調査に関する第三者調査委員会」（甲第 5 号証）
- カ 佐藤文俊『逐条地方自治法』（学陽書房）（甲第 6 号証）
- キ 名古屋高等裁判所令和 5 年 12 月 20 日判決・令和 5 年（行コ）第 33 号「損害賠償請求権行使請求控訴事件」（甲第 7 号証）
- ク 「令和 7 年度予算執行整理簿（歳出）」（甲第 8 号証）

## 第 2 請求の要件審査

### 1 宿泊費に関する請求

本件請求のうち、宿泊費に関する請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認めた。

また、本件請求の前提となる宿泊費の支給には、本件請求が提出された令和 8 年 8 月 7 日から 1 年以上前に行われたものが含まれていることから、同条第 2 項に規定する請求期間について審査した。

本件請求は、平成 29 年度から令和 6 年度までに行われた宿泊費の支給そのものを対象とするものではなく、町が令和 8 年 1 月、当該職員に係る宿泊費 9 泊分のうち 2 泊分のみを返還させ、残る 7 泊分について返還を求めなかったことを財産の管理を怠る事実として請求するものである。

一方、請求人らは、過去の宿泊費の支給から 1 年以上を経過しているものについて、自治法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由がある旨を主張していることから、この点についても審査した。

令和 7 年 4 月 24 日に開催された大刀洗町議会「第 8 回公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会」の会議録を確認したところ、同日の時点で、当該職員の宿泊費の請求に関し、宿泊証明書の真正性や宿泊の事実について複数の疑義が公にされていたことが認められる。

しかし、令和 7 年 4 月 24 日の時点では、町が当該職員に係る宿泊費 9 泊分のうち 2 泊分のみを返還させ、残る 7 泊分について返還を求めなかったという、本件請求の対象となる措置はまだ行われていなかった。

令和 8 年 2 月 25 日に町ホームページで公表された同月 20 日付け第三者調査委員会「調査報告書（公表版）」には、平成 29 年度から令和 6 年度までの宿泊を伴う出張について、宿泊証明書の偽造が 5 泊分、宿泊証明書が添付されていないものが 4 泊分であったこと及び宿泊料 2 泊分の返還を求めたことが記載されている。なお、ここでの記載は、同報告書の内容を確認したものであり、その内容自体を事実として認定するものではない。

以上から、本件請求の対象となる事実について、令和 7 年 4 月 24 日の時点で住民が監査請求をするに足りる程度に具体的に知り得たものとは認められず、本件請求は自治法第 242 条第 2 項の請求期間を徒過したものと認められない。

よって、宿泊費に関する請求については、自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項の要件を満たしているものと認め、令和 8 年 8 月 17 日付けでこれを受理した。

## **2 第三者調査委員会に関する請求**

本件請求のうち、第三者調査委員会に関する請求については、自治法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 8 月 17 日付けでこれを受理した。

## **第 3 監査の実施**

### **1 監査事項**

請求人が前記第 1 の 2 の (2) に主張する次の事項に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

- (1) 当該職員に係る宿泊費について、町が 2 泊分のみを返還させ、残る 7 泊分について返還を求めなかったこと。
- (2) 第三者調査委員会を設置し、同委員会の委員に対して調査委託料を支出したこと。

### **2 監査対象機関及び監査対象所属**

大刀洗町長を監査対象機関とし、総務課を監査対象所属とした。

### 3 請求人の陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 31 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人及び請求人ら代理人から、おおむね前記第 1 の 2 の記載に沿った陳述があった。

### 4 町長の弁明

#### (1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

#### (2) 請求の事実の認否

請求の要旨は、

- ・町職員が平成 29 年度から令和 6 年度までに受給した宿泊費 9 日分について、宿泊証明書の偽造又は未添付があったにもかかわらず、町が 2 泊分のみを返還させ、残る 7 泊分 76,300 円の返還を求めなかったことは、違法又は不当な財務会計上の行為であり、町に同額の損害が生じている。

- ・町長が要綱に基づき設置した第三者調査委員会は、地方自治法上の附属機関に該当し、条例によって設置すべきものであったとして、その設置について町長に故意ないし過失があり、同委員会の委員に対する調査委託料 6,470,916 円の支出は違法であり、町に同額の損害が生じている。

という主張と解するが、本町は本件請求の対象となる行為に違法若しくは不当な点はなく、本町の財務会計上の支出は適正かつ妥当に行われたものであることから、本件請求を全て争う。

#### (3) 弁明の理由

ア 町職員が不正に受給した宿泊費について町がそのすべてについて返還を求めなかった件について

##### (ア) 本町の見解

本町が当該職員に対して 2 泊分の宿泊費のみを返還させ、残り 7 泊分について返還を求めなかった判断は、事実関係を厳密に調査・確定した上で行われた適法かつ妥当な措置であり、違法又は不当な財務会計上の怠る行為には該当しない。

##### (イ) 根拠

##### a 旅費支給に係る法令上の要件と実質的損害の不存在

請求人らは、宿泊証明書の偽造又は未添付という手続的違反がある以上、受給した宿泊費の全額を返還すべきと主張する。しかしながら、大刀洗町職員の旅費に関する条例第 7 条及び同規則第 7 条において、精算に必要と明示されているのは「支出負担行為決定書兼支出命令書」及び「出張命令書」であり、宿泊証明書や領収書等が法令上当前の添付書類とされているわけではない。「出張旅費計算等に係る留意点」は内部の運用マニュアルに過ぎず、法令上の支給要件そのものを規定するものではない。

公金返還請求（不当利得返還請求又は不法行為に基づく損害賠償請求）するためには、町に法律上の「実質的な財産的損害」が、受給者に「法律上の原因のない利益」が発生していることが必要である。本町が返還を求めなかった 7 泊分については、出張命令に基づく業務遂行及び宿泊の実態が確認され

ている。すなわち、実費弁償としての宿泊費を支給する実体的要件は満たしており、町に実質的な損害は生じていない。したがって、返還請求を行う法的根拠は存在しないと判断し、返還を求めなかった。

b 返還請求の合理性

実体として宿泊の事実が確認できない2泊分については、本町は厳正に返還を求め、返還を受けた。宿泊の実態があるものとないものを緻密に区別し、宿泊の事実を確認できず本町に損害が生じている部分に限定して返還を求めた判断は、適法かつ合理的な財産管理権の行使である。手続的瑕疵に対する制裁は、別途行われた懲戒処分等をもって対応するのが法的に正しい運用である。

イ 第三者調査委員会の設置と同委員会への調査委託料支出の件について

(ア) 本町の見解

本件第三者調査委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定される「執行機関の附属機関」には該当せず、町長の行政執行のための情報収集を目的とする私的諮問機関である。したがって、要綱による設置及び同委員会への調査委託料の支出は適法であり、損害賠償の対象となるものではない。

なお、日本弁護士連合会主催の2026年9月5日開催の第24回弁護士業務改革シンポジウム第6分科会地方公共団体における第三者調査委員会の活用についての資料中「地方公共団体の第三者調査委員会に関するアンケート調査結果(資料3)」の設問1の⑥にて、令和4年4月から令和7年12月までの間の第三者調査委員会設置の方法(根拠)について回答がなされており、ア 地方自治法138条の4第3項、202条の3に基づき条例により執行機関の附属機関として設置しているのは45件中23件であり、イ 条例ではなく要綱により設置している(委員を委嘱により選任)(下記ウを除く)が14件、ウ 条例ではなく要綱を制定し、かつ委員と調査に関する業務委託契約を締結している(上記イ、下記エを除く)が7件、エ 委員と調査に関する業務委託契約を締結している(上記ウを除く)が1件と、ほぼ半数であることが示されている。

(イ) 根拠

a 本件第三者調査委員会の法的性格(附属機関該当性の否定)

請求人らは、本件第三者調査委員会は、町長が要綱に基づき設置し、町長の委嘱事項について調査を行い、委員会にて事実認定や評価等について合議し、その調査結果を報告書にまとめ、報告に関する記者会見を行ったことが、この委員会の設置目的、調査事項、委員会開催方法等からすれば、同委員会は、地方自治法第138条の4第3項及び同202条の3第1項に定める執行機関の附属機関にあたり、同法は、執行機関の附属機関は法律又は条例の定めによってのみ設置されると規定しており、地方自治法に違反するものであると主張する。

しかし、本件第三者調査委員会は、臨時的・一時的な機関であり、恒常的な活動を行う機関ではない。また、個別の委員からの意見聴取や情報収集、特定の課題に関する提言を行うものであり、その報告書は構成員の意見の集積にとどまり、「機関としての意思」を表明するものではない。さらに、委員会設置要綱には町長が委員会の報告書を尊重する旨の規定はなく、町長の意思決定過程に公式に組み込まれたものではない。

町長が政策判断や内部組織の是正をするため、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者から意見や提言を求める調査業務の委託に過ぎないものである。本町の公式な意思決定はあくまで町長自身の権限と責任において行われており、学説(佐藤文俊『逐条地方自治法』(学陽書房、2025年)

457 頁「もっとも、要綱等によって、執行機関の補助職員以外の外部のものも委員あるいは構成員として加わる委員会、協議会等を設置している例が少ないが、こうしたものは「機関」とは区別して、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられるもので、第3項に違反するものではないとみられる。」）及び裁判例（松江地判平成25年8月5日は、昭和27年地方自治法改正の趣旨（濫設防止と民主的統制）を認めつつも、その制約は限定的であるべきとし、「濫設置に当たらず、かつ、議会による民主統制の必要のない機関であれば、首長の合理的な組織編制権限に委ねられている」と解釈した。この判決は、附属機関の判断基準として、恒常的か否か（形式的要素）と、民意を反映させる実質があるか否か（実質的要素）を総合的に判断している。そして、この判断基準により、問題となった懇話会や検討会は臨時的・一時的なもので、かつ民意を反映させる実質を有することから、長の組織編制権限に委ねられているとして、附属機関該当性を否定している。また、請求人らが主張している名古屋地判令和5年3月27日に基づいた附属機関該当性の判断については、本件各委員会は委員が交代しながら同一性を保って継続的に活動する組織ではないこと、提言が委員会として決定した一つの意見ではなく委員の意見の集積にとどまること、活動が幅広い情報・知見の収集にあり行政執行の一部を構成しないことなどから、本件各委員会は附属機関にはあたらないと結論付けている。）に照らしても、このような臨時的かつ情報収集を目的とする機関は附属機関には該当しない。

b 百条委員会の調査との並立制と設置の正当性

請求人らは、百条委員会の調査と重複するため本件第三者調査委員会の設置は不要かつ違法であると主張する。しかし、議会の調査権に基づく百条委員会と、執行機関の長が自己の責任において行政運営を適正化するために設ける情報収集機関とは、その目的、機能、法的根拠を全く異にする。

本件第三者調査委員会を設置した理由として、百条委員会の調査権の濫用等により関係職員が精神的に疲弊し健康を損ねるなど、通常業務に支障が生じていた事情がある。このような状況下において、町長には職員の安全配慮義務及び職場環境保持義務があり、早急に適切な対応を講ずる責務がある。百条委員会の調査とは独立して、客観的かつ専門的な見地から事実関係を把握し、職員の就業環境を保護しつつ再発防止策を講じるために外部専門家を活用したことは、首長の行政執行権に基づく極めて合理的かつ正当な措置である。したがって、調査委託料の支出は正当な公金の支出であり、町長に地方自治法違反の故意又は過失があるとする請求人らの主張は失当である。

ウ 以上のとおり、本件請求の対象となる各行為に違法若しくは不当な点はなく、本町の財務会計上の支出は適正かつ妥当に行われたものであることから、本件請求は棄却されるよう求める。

## 5 監査対象所属に対する監査

大刀洗町職員分限懲戒審査委員会委員長である副町長及び総務課職員に対し、令和8年9月2日から同月17日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

## 第4 監査の結果

### 【宿泊費に関する事項】

#### 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び関係職員からの聴取により、次の事実を確認した。

##### (1) 宿泊料の支給及び旅費の請求手続に関する規定

大刀洗町職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）第4条第7項は、宿泊料について、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する旨を定め、同条例第13条及び別表では、一般職員の宿泊料を1夜につき10,900円としている。

また、旅費条例第7条第1項は、旅費の支給を受けようとする者又は概算払に係る旅費を精算しようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて旅費の支出命令者に提出しなければならないとし、必要な添付書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分については、支給を受けることができない旨を定めている。同条第4項は、請求書及び必要な添付書類等について規則で定めるとしている。

これを受け、大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則第7条は、旅費条例第7条第1項に規定する請求書を「支出負担行為決定書兼支出命令書（汎用）」とし、出張命令書を添付して請求するものと定めている。

さらに、旅費条例第17条は、条例の規定による旅費を支給した場合に、不当に旅行の実費を超え、又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その部分の旅費を支給しないことができる旨を定め、同規則第8条第1項第2号は、宿泊料を必要としない宿泊施設に宿泊した場合の宿泊料をその対象としている。

##### (2) 宿泊を伴う出張の精算に係る取扱い

令和4年5月に総務課及び会計課名で作成された「出張旅費計算等に係る留意点」では、パック商品によらない宿泊について、精算時に宿泊証明書を添付することとされていた。

その後、令和5年1月の同留意点では、宿泊証明書のほか、領収書、見積書、請求書、行程表、宿泊場所を記載した復命書等、宿泊したことが分かる書類を添付する取扱いが示されていた。

##### (3) 本件9泊分に係る宿泊料の支給状況

本件9泊分について、出張命令書、出張復命書、支出負担行為決定書兼支出命令書（汎用）、概算払精算書、宿泊証明書、宿泊施設への照会及び回答に係る書類並びに大刀洗町職員分限懲戒審査委員会の関係書類等を確認した。

本件9泊分は、次の出張に係るものであり、いずれも当該職員に1泊につき10,900円の宿泊料が支給されていた。

- ア 平成30年7月の農業委員会関係の出張に係る4泊分
- イ 平成30年11月の愛知県名古屋市へ出張に係る1泊分
- ウ 令和元年10月の大阪市へ出張に係る1泊分
- エ 令和2年2月の農業委員会関係の出張に係る1泊分

オ 令和2年10月の東京都への出張に係る2泊分

#### (4) 宿泊実態の確認状況

町は、本件9泊分について、宿泊施設への照会等により宿泊実態を確認していた。その状況は、次のとおりであった。

ア 平成30年7月の農業委員会関係の出張 4泊分

出張命令書、出張復命書その他の関係書類により、当該職員が当該出張を実施したことを確認した。

宿泊施設への照会の結果、4泊のうち2泊分については当該職員の宿泊実績が確認され、残る2泊分については宿泊実績を確認することができなかった。

宿泊実績を確認することができなかった2泊分については、当該職員が農業委員への随員として出張していたこと等を踏まえ、農業委員らとともに宿泊していたものとして取り扱われていた。

イ 平成30年11月の愛知県名古屋市へ出張 1泊分

出張命令書、出張復命書その他の関係書類により、当該職員が当該出張を実施したことを確認した。

宿泊施設への照会により、当該日の当該職員の宿泊実績が確認されていた。

ウ 令和元年10月の大阪市へ出張 1泊分

出張命令書、出張復命書その他の関係書類により、当該職員が当該出張を実施したことを確認した。

宿泊施設への照会により、当該日の当該職員の宿泊実績が確認されていた。

エ 令和2年2月の農業委員会関係の出張 1泊分

出張命令書、出張復命書その他の関係書類により、当該職員が当該出張を実施したことを確認した。

宿泊施設への照会により、当該日の当該職員の宿泊実績が確認されていた。

オ 令和2年10月の東京都へ出張 2泊分

出張命令書、出張復命書その他の関係書類により、当該職員が当該出張を実施したことを確認した。

宿泊証明書に記載された宿泊施設への照会の結果、2泊とも当該職員の宿泊実績を確認することができず、実際の宿泊先についても確認されなかった。

以上から、宿泊施設への照会により宿泊実績を確認することができなかったものは、平成30年7月の出張に係る2泊分及び令和2年10月の東京都へ出張に係る2泊分の計4泊分であった。

#### (5) 返還の取扱い

大刀洗町職員分限懲戒審査委員会は、本件9泊分に係る調査結果等を踏まえ、宿泊料の返還の可否について審査した。

平成30年7月の出張に係る4泊分については、このうち2泊分の宿泊実績が宿泊施設への照会では確認できなかったものの、当該職員が農業委員への随員として出張していたこと等から宿泊していたものと判断し、返還の対象としなかった。

また、平成30年11月、令和元年10月及び令和2年2月の各出張に係る計3泊分については、当該職員が自ら作成した宿泊証明書が添付されていたものの、宿泊施設への照会により宿泊実績が確認されたことから、返還の対象としなかった。

一方、令和2年10月の東京都へ出張に係る2泊分については、宿泊施設への照会によって宿泊実績を確認することができず、実際の宿泊先についても確認されなかったことから、返還の対象とされた。

同委員会は、この審査結果に基づき、当該2泊分の宿泊料を返還させる旨を含む答申を行い、町長は

その答申を受けて当該職員に対する措置を決定した。

その結果、当該 2 泊分の宿泊料 21,800 円は返還されたが、残る 7 泊分 76,300 円については返還を求めていなかった。

## 2 判断

上記の事実関係の確認及び論点ごとに確認した事実を踏まえ、以下のとおり判断する。

### (1) 旅費請求及び精算の適否と返還義務について

大刀洗町職員の旅費に関する条例第 7 条第 1 項は、旅費の請求又は精算に当たり、所定の請求書に必要な書類を添えて提出することを求め、必要な添付書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分については、支給を受けることができないとしている。また、同条第 4 項は、必要な添付書類等について規則で定めることとしている。

これを受けた大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則第 7 条は、旅費の請求について、支出負担行為決定書兼支出命令書に出張命令書を添付することを定めているが、本件各出張当時、通常の宿泊料について、必須の添付書類について明文の規定は設けられていなかった。

このことから、宿泊証明書が添付されていないことのみをもって、直ちに宿泊料の支給要件を欠き、その全額について返還義務が生じるとまでは解することができない。

一方、公金の支出に係る証拠書類は、支出の適否を確認し、事後にその支出を検証するための基礎となるものであり、宿泊施設が発行したものではない宿泊証明書を当該職員自らが偽造し、これを旅費の請求又は精算に用いたことは、公金支出に係る財務会計事務の適正性及び検証可能性を著しく損なう重大な不適正である。また、偽造された宿泊証明書については、宿泊の事実を裏付ける資料として評価することはできない。

しかし、旅費の請求、精算又は支給に係る手続に不適正が認められることと、当該宿泊について実体上も宿泊料の支給を受ける根拠がなく、既に支給された宿泊料について町が返還請求権を有することとは、区別して判断する必要がある。

このため、残る 7 泊分については、出張命令書、出張復命書、宿泊施設への照会結果その他の客観的な関係資料を総合し、町に返還請求権が存在するかを判断する。

### (2) 残る 7 泊分に係る返還請求権及び結論

前記 1 で確認した関係書類、宿泊施設への照会結果及び関係職員からの聴取内容を総合して検討したところ、既に返還された 2 泊分を除く 7 泊分のうち 5 泊分については、宿泊の事実が裏付けられている。

残る 2 泊分については、宿泊施設への照会によって宿泊実績を把握するには至らなかったものの、関係資料及び聴取内容を総合しても、当該職員が宿泊していなかったこと、又は宿泊料の支給を受ける実体上の根拠がなかったことを認定するまでには至らなかった。

また、前記 (1) のとおり、宿泊証明書は本件各出張当時の条例及び規則において必須の添付書類とはされていなかったことから、その未添付のみをもって返還義務が生じるとすることはできない。

他方、宿泊証明書を偽造したことは、前記 (1) のとおり重大な不適正であるが、その事実自体から直ちに宿泊の事実がなかったこと又は宿泊料の支給を受ける実体上の根拠がなかったことまで認定す

ることはできない。

以上から、残る 7 泊分について、町が当該職員に対し 76,300 円の返還請求権を有すると認定するに足りる法的及び事実的根拠を得るには至らなかった。

このため、町が当該 7 泊分について返還を求めていることを、地方自治法第 242 条第 1 項にいう違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると判断するまでには至らず、これによって町に 76,300 円の損害が生じていると判断することもできない。

したがって、請求人が求める、町長に対し同額の損害賠償請求を行うべきものとするには至らない。よって、本件請求のうち宿泊費に関する請求については、これを棄却する。

### (3) 本件監査において認められた財務会計事務上の問題について

以上の結論は、本件に係る旅費請求、精算及び支給事務が適正であったことを是認するものではない。

監査委員は、令和 7 年 3 月 24 日付け 6 大刀監第 60 号「随時監査の報告について」において、内部規定が定められる以前は「出張旅費の支払い根拠が混乱していた」とし、その後の事務について内部規則の徹底に留意するよう求めている。

さらに、同随時監査では、「出張旅費計算等に係る留意点」について、

「内部規則は事務の円滑化を図るために町内部で定めた規則であるが、旅費の支払いを行う場合に必要な規則であるなら、内部規則として定めるのではなく『大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則』で定めることを検討すべきである。」

と指摘している。

今回の監査において現行の大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則を改めて調査したところ、宿泊料の支給及び精算に当たり、宿泊の事実及び宿泊料の必要性を何により確認するのか、また、その確認に必要な証拠書類及び審査の基準については、現在も同規則に明確に定められていない。

これは、単なる事務処理上の運用方法の問題にとどまるものではない。宿泊料として公金を支出する以上、その支給要件が満たされていることをどの資料によって確認し、どのような審査を経て支給を決定するのかは、公金支出の根拠及び審査基準そのものに関わる事項である。

本件では、宿泊施設が発行したものではない宿泊証明書が旅費関係書類に添付され、そのまま宿泊料の支給及び精算手続が完了していた。また、支給から相当の期間を経た後に、残存する出張関係書類や宿泊施設への照会等により、改めて宿泊実態を遡って確認し、返還の可否を判断することとなった。

このような事態を防止するためには、宿泊料の支給時に、宿泊の事実及び宿泊料の必要性を客観的な資料によって確認し、その資料の真正性を含めて審査した上で、支給の可否を判断するとともに、その判断過程及び根拠を事後に検証できる形で記録しておかなければならない。

今回の監査時点においても、公金支出の根拠となる宿泊の事実及びその必要性を確認するための基準が同規則に明確に定められていないことは、看過することのできない問題である。

町においては、宿泊料の支給に必要な証拠書類、その確認及び審査の基準、提出された証拠書類の真正性に疑義がある場合の取扱い、支給の可否を判断する権限及び責任並びにその判断過程の記録について、単なる内部的な運用に委ねることなく、大刀洗町職員の旅費の支給に関する規則その他の例規において明確に定め、適正な財務会計事務を確保する必要がある。

## 【第三者調査委員会に関する事項】

### 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び関係職員からの聴取により、次の事実を確認した。

#### (1) 本件要綱及び業務委託契約

町は、令和 7 年 9 月 1 日、「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の事実関係等調査に関する第三者調査実施要綱」（令和 7 年大刀洗町要綱第 34 号。以下「本件要綱」という。）を施行した。

町は、福岡県弁護士会及び九州北部税理士会に委員候補者の推薦を依頼し、それぞれ 2 名の推薦を受け、推薦された 4 名それぞれとの間で調査業務委託契約を締結していた。

関係職員からは、本件調査の実施方法について、日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に示された、外部専門家それぞれに調査を委託する方法及び兵庫県の事例を参考にしたとの説明があった。本件要綱では、4 名の委員からなる「調査委員会」を設け、委員長を委員の互選により選任し、委員長が調査委員会を統轄すること、委員長が会議を招集すること、事実関係の究明、把握、調査、認定及び評価並びに報告書の作成等をその所掌事項として定めていた。

#### (2) 業務委託契約及び委託料の算定

各委員との業務委託契約書を確認したところ、調査、全体会議及び報告書作成等に係る業務について、1 時間当たり税別 20,000 円の時間単価が定められており、業務時間の上限は、弁護士 2 名についてそれぞれ 90 時間、税理士 2 名についてそれぞれ 45 時間とされ、時間制委託料の上限額は合計 5,940,000 円とされていた。また、時間制委託料とは別に、旅費及び資料コピー代、郵送料、反訳費等の事務費について、実費相当額を支払う内容となっていた。

令和 8 年 2 月 5 日に時間制委託料の一応の上限の変更について委員長から協議の申し入れがあり、2 月 10 日に町はこれを承認して各委員と覚書を取り交わした。

変更の内容は、「活動量が増加しており、本件業務を処理するために要する時間について、上限の合計から 30 時間超えることが見込まれるため」とされており、委員会議に係る業務時間の上限を 60 時間から 80 時間に、打合せ、資料分析、調査内容整理等に係る業務時間の上限を 90 時間から 100 時間に変更するものであった。

#### (3) 委託業務の履行及び調査委託料の支出

本件調査委託料の支出について、各委員との業務委託契約書及び変更に係る覚書、各委員から提出された業務時間等の明細及び請求書、支出負担行為に係る書類、支出命令に係る書類その他の支出関係書類を確認し、それぞれの内容を相互に突合した。

各委員から提出された業務時間等の明細については、契約に定められた業務内容及び時間単価等との対応を確認するとともに、その明細を基礎として算定された額と請求額、町が行った支出負担行為及び支出命令に係る書類と照合し、業務時間等の明細、請求額、支出負担行為額、支出命令額及び実際の支払額を一連のものとして確認した。

町は、令和 7 年 10 月 9 日から令和 8 年 3 月 27 日までの間に、本件調査に係る委託料として合計 6,470,916 円を支出していた。

## 2 判断

前記 1 の確認結果から、本件については、本件要綱により 4 名の委員で構成する調査委員会が設けられ、町はその構成員 4 名それぞれと個別に調査業務委託契約を締結し、同要綱に定める報告書作成等の業務が実施されていたことを確認した。

また、本件委託料については、その業務時間等を基礎として委託料が算定され、請求から支払までの各段階において、その金額及び内容が対応していることが確認された。

また、契約に定められた算定方法と異なる委託料の算定、業務の履行を伴わない請求、業務時間等の明細と請求額との不一致、請求額と支出額との不一致その他本件委託料の支出に係る財務会計上の処理に不整合は認められなかった。

以上の財務会計上の確認結果を踏まえ、本件調査委託料の支出によって町に具体的な財産的損害が生じていると認められるかについて検討した。

また、確認した契約、業務時間等の明細、請求書及び支出関係書類を総合しても、本件委託料 6,470,916 円の全部又は一部について、支出に対応する業務の実体がなかったこと、契約及び業務実績に基づき算定された額を超える公金が支出されたこと、その他町に具体的な財産的損害が生じたことを基礎付ける財務会計上の事実は確認されなかった。

したがって、本件監査において確認した財務支出及び財産的損害の範囲では、本件調査委託料 6,470,916 円について町に同額の損害が生じたものと判断するまでには至らず、請求人が求める町長に対する同額の損害賠償措置を講ずべきものと認めるまでには至らなかった。

よって、本件請求のうち第三者調査委員会に関する請求については、これを棄却する。